第 61 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように 改正する。

別表第2の4の項中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改め、同表中8の項を 削り、9の項を8の項とし、10の項から19の項までを1項ずつ繰り上げ、同表20の 項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」を削り、同 項を同表19の項とし、同表21の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正等に伴い、関係規定を整理する 必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。